平成２６年（フ）第１０４号
さいたま市見沼区堀崎町613番地１　エントピア401
破産者　川澄　昌弘
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
埼玉県川口市大字神戸672番地の１　道合神戸住宅Ｃ708号
破産者　渡邉　豊秋
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４５号
神奈川県大和市深見2177番地１　プランタンメゾンＡ―101
破産者　武藤めぐみ
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０９１号
神奈川県綾瀬市寺尾本町１丁目10番30号
破産者　青木　一三
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３８号
神奈川県綾瀬市大上９丁目19番８号
破産者　早川　哲則
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３７号
長野県松本市大字寿豊丘375番地４
破産者　森　　朗
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２４１号
長野県松本市寿豊丘1180―９　ドミール寿203号、住民票上の住所長野県北安曇郡池田町大字池田1992番地１
破産者　北川原　勝
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第６７２号
静岡市葵区銭座町34番地の５　巽荘３号室、旧住所静岡市葵区東鷹匠町３番20―305号
破産者　伏見　　豊
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８７８号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番57―503号、前住所大阪府豊中市北緑丘２丁目８番１―306号
破産者　末長　康明
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７００９号
大阪府東大阪市友井２丁目34番９号
破産者　遠藤　賢一
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０９５号
大阪市浪速区恵美須西３丁目３番26号　グランドウィング402号
破産者　山中　真也
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０７７号
大阪府枚方市高田２丁目24番５―106号
破産者　加藤　喜美
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２７３号
大阪府枚方市牧野阪３丁目７番２号、前住所大阪府枚方市尊延寺６丁目21番12号
破産者　今北　直美
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４１３号
大阪市生野区巽北２丁目６番19号　メゾンシャンス301号
破産者　キクヤこと　佐々木文夫
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５０８号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番13―504号
破産者　庄田　昌弘
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０６１号
大阪府寝屋川市大成町17番６号
破産者　上畑　　昭
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３７０号
大阪府豊中市三国１丁目８番23―307号
破産者　細井　幸夫
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３８７号
大阪市西区九条南２丁目28番13号　安治川マンション４Ｆ
破産者　小田建設こと　小田　陽一
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部